

市第 118 号議案

横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例及び横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例及び横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例及び横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

（横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間を超えない範囲内において任命権者が定める」を「38時間45分とする」に改め、同条第2項中「が40時間を超えない範囲内において」を「を38時間45分とし」に、「8時間」を「7時間45分」に、「おいて40時間」を「おいて38時間45分」に改める。

第3条の見出し中「休憩時間」を「勤務時間の割振り」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、

短時間勤務職員については1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

- 3 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）の始業及び終業の時刻について、当該職員の申告を考慮してその勤務時間を割り振ることにより公務の運営に支障が生じないと認める場合は、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、当該申告に基づき、1箇月を超えない範囲内で人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第3条第4項中「前3項」を「第1項又は第2項」に改め、「人事委員会の承認を得て」を削り、「休憩時間」を「勤務時間の割振り」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、勤務を要しない日につき別段の定めをするときは、あらかじめ、人事委員会の承認を得なければならない。

第3条第5項を削り、同条の次に次の4条を加える。

（勤務を要しない日等の振替）

第3条の2 任命権者は、職員に前条第1項又は第4項の規定により勤務を要しない日とされた日において特に勤務を命ずる必要がある場合は、人事委員会規則で定めるところにより、同条第2項から第4項までの規定により勤務時間が割り振られた日

(第5条に規定する休日及びこれに代わる日を除く。以下「要勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にあるものを勤務を要しない日に変更して、当該要勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務を命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 任命権者は、職員に第5条の規定により休日とされた日において特に勤務を命ずる必要がある場合は、人事委員会規則の定めるところにより、要勤務日のうち人事委員会規則で定める期間内にあるものを休日に変更して勤務を命ずることができる。

(休憩時間)

第3条の3 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては1時間の休憩時間を所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

- 2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下である場合において、前項の規定によると職員の福祉に重大な影響があり、又は公務の運営に支障があると認めるときは、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。
- 3 勤務条件の特殊性により前2項の規定により難しいときは、任命権者は、人事委員会の承認を得て休憩時間につき別段の定めをすることができる。
- 4 前3項の規定により定められた休憩時間は、勤務条件の特殊性により必要がある場合は、人事委員会の承認を得て一斉に与えないことができる。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第3条の4 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある

場合は、第2条から第3条の2までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に勤務を命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において勤務を命ずることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（育児又は介護を行う職員の深夜及び正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限）

第3条の5 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号。以下「休暇条例」という。）第4条第1項第7号に規定する子をいう。以下同じ。）のある職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合は、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合は、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著

しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する勤務（災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合は、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第1項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、休暇条例第4条第1項第16号の要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号。以下「休暇条例」という。）第4条第1項第7号に規定する子をいう。以下同じ。）のある職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「休暇条例第4条第1項第16号の要介護者を介護する職員が、人事委員会規則で定めるとこ

ろにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成26年12月横浜市条例第77号）の一部を次のように改正する。

本則中「第2条第1項及び第2項」を「第2条第2項」に、「第5条並びに」を「第3条の2、第3条の3第1項から第3項まで、第3条の4第1項、第3条の5第1項から第3項まで（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）」、第5条及び」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提 案 理 由

本市職員の勤務時間について、フレックスタイム制度を導入するとともに、超過勤務命令時間に関し必要な事項を定めるため、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例及び横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（勤務時間）

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について $\frac{38\text{時}}{40\text{時}}$ 間45分とする
間を超えない範囲内において任命権者が定める。

2 業務の都合により、前項の規定により難しいときは、任命権者は、4週間で平均し1週間の勤務時間が $\frac{38\text{時間}45\text{分}}{40\text{時間}}$ を超えない範囲内において、特定の日に $\frac{7\text{時間}45\text{分}}{8\text{時間}}$ 又は特定の週において $\frac{38\text{時間}45\text{分}}{40\text{時間}}$ を超えて職員の勤務時間を定めることができる。

（第3項及び第4項省略）

（勤務を要しない日及び $\frac{\text{勤務時間の割振り}}{\text{休憩時間}}$ ）

第3条 （第1項省略）

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日に任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においてはつき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、短時間勤務職員については1週間ごとの期間について、1日につき7

時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）の任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下である始業及び終業の時刻について、当該職員の申告を考慮してその勤務時間を割り振ることにより公務の運営に支障が生じないと認め、又は公務の運営に支障があると認めるときは、同項の休憩時間
を45分以上1時間未満とすることができる。
ころにより、当該申告に基づき、1箇月を超えない範囲内で人事

委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

- 4 勤務条件の特殊性により第1項又は第2項前3項の規定により難しいときは、任命権者は、人事委員会の承認を得て勤務を要しない日又は勤務時間の割振りにつき別段の定めをすることができる。この休憩時間 場合において、勤務を要しない日につき別段の定めをするときは、あらかじめ、人事委員会の承認を得なければならない。

- 5 前3項の規定により定められた休憩時間は、勤務条件の特殊性により必要がある場合において、人事委員会の承認を得て一斉に与えないことができる。
(勤務を要しない日等の振替)

第3条の2 任命権者は、職員に前条第1項又は第4項の規定により勤務を要しない日とされた日において特に勤務を命ずる必要がある場合は、人事委員会規則で定めるところにより、同条第2項から第4項までの規定により勤務時間が割り振られた日(第5条に規定する休日及びこれに代わる日を除く。以下「要勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にあるものを勤務を要しない日に変更して、当該要勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務を命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 任命権者は、職員に第5条の規定により休日とされた日において特に勤務を命ずる必要がある場合は、人事委員会規則の定めるところにより、要勤務日のうち人事委員会規則で定める期間内にあるものを休日に変更して勤務を命ずることができる。
(休憩時間)

第3条の3 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合に

においては1時間の休憩時間を所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下である場合において、前項の規定によると職員の福祉に重大な影響があり、又は公務の運営に支障があると認めるときは、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

3 勤務条件の特殊性により前2項の規定により難しいときは、任命権者は、人事委員会の承認を得て休憩時間につき別段の定めをすることができる。

4 前3項の規定により定められた休憩時間は、勤務条件の特殊性により必要がある場合は、人事委員会の承認を得て一斉に与えないことができる。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第3条の4 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合は、第2条から第3条の2までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に勤務を命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において勤務を命ずることができる。

2 前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(育児又は介護を行う職員の深夜及び正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限)

第3条の5 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(横

浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号。以下「休暇条例」という。）第4条第1項第7号に規定する子をいう。以下同じ。）のある職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合は、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合は、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する勤務（災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合は、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第1項に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、休暇条例第4条第1項第16号の要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（横浜市一般職職員の休暇に関

する条例（平成4年3月横浜市条例第3号。以下「休暇条例」という。）第4条第1項第7号に規定する子をいう。以下同じ。）のある職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「休暇条例第4条第1項第16号の要介護者を介護する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

5. 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他必要な事項は、人事委員会規則で定める。

横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件
に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の条例に定めがあるものを除くほか、一般職職員の例による。この場合において、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横

浜市条例第61号) 第2条第2項
第2条第1項及び第2項、第3条第2項から第4
項まで、第3条の2、第3条の3第1項から第3項まで、第3条の
第5条並びに
4第1項、第3条の5第1項から第3項まで（同条第4項において
読み替えて準用する場合を含む。）、第5条及び第6条中「任命権
者」とあるのは、「教育委員会」とする。